

個人情報ファイルの名称	墨田区学童クラブ利用者ファイル
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	子ども・子育て支援部子育て政策課
個人情報ファイルの利用目的	学童クラブ入退会管理及び入退室管理並びに育成料徴収事務に利用
記録項目	1氏名、2住所、3性別、4年齢・生年月日、5続柄・親族関係、6婚姻・婚姻歴、7家族構成、8健康状態、9傷病名・傷病歴、10心身の障害の有無・程度、11職業・職種・職歴、12税額、13暮らし向き、14公的扶助、15電話番号、16口座情報、17メールアドレス
記録範囲	学童クラブ利用者及び保護者
記録情報の収集方法	各種届出書、各種証明書、住基情報、口頭により収集
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	(名 称) 墨田区子ども・子育て支援部子育て政策課
	(所在地) 〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
	(他の法令の規定による開示) —
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	なし
備 考	—

個人情報ファイルの名称	児童館利用者情報ファイル
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	子ども・子育て支援部子育て政策課
個人情報ファイルの利用目的	児童館利用者の入退館管理及び児童館が行うイベント・講座等の申込管理
記録項目	<p>【利用者】 1氏名、2ふりがな、3生年月日、4学校（幼稚園、保育園、認定こども園）名、5学年、6電話番号、7郵便番号、8住所</p> <p>【利用者の保護者等】 1氏名、2ふりがな、3緊急連絡先の電話番号、4メールアドレス、5利用者との続柄</p>
記録範囲	児童館利用者及びその保護者等
記録情報の収集方法	利用者が記入した利用登録届若しくは緊急連絡登録票に基づき児童館の指定管理者が電子計算機に入力又は利用者の保護者等が電子計算機に入力
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	<p>墨田区立児童館（墨田児童会館、八広児童館、江東橋児童館、東向島児童館、東向島児童館分館、立花児童館、立川児童館、文花児童館、中川児童館、外手児童館、八広はなみずき児童館、さくら橋コミュニティセンター）の指定管理者</p> <p>※ 指定管理者には当該指定管理者が管理する児童館の利用者及びその保護者等の情報のみ共有</p>
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	(名称) 墨田区子ども・子育て支援部子育て政策課
	(所在地) 〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
	(他の法令の規定による開示)
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	なし
備考	—